

運 営 の 概 要

令 和 3 年 度

障害者支援施設 初山別学園

障害者支援施設 風連別学園

地域生活支援事業 初風Ⅰ・Ⅱ

社 会 福 祉 法 人 新 生 会

〔運営計画を定めるにあたって〕

障害者総合支援法では、基本理念として、

- ① 個人の尊重
- ② 地域で日常生活や社会生活を営むための支援
- ③ 合理的配慮と共に生きる社会の実現

が掲げられています。

私たちの施設では、障害者総合支援法の基本理念に則って、利用者様が、安全で健康な生活を送るために必要な環境整備を行っていきます。

施設入所支援、生活介護、就労継続支援 B 型、共同生活援助の各サービスにおいて、利用者様のニーズをくみ取り、一人ひとりの状態に適したサービスを提供します。

また、社会参加や社会資源の利用を積極的に行い、総合的な視野に立って利用者様のライフステージを支援します。

職員の皆様におかれましては、上記の趣意を御理解の上、利用者様、御家族、地域社会の期待に応えるべく研鑽を重ね、自己の資質向上に努めていただくことをお願いいたします。

初山別学園施設長	立田	義勝
風連別学園施設長	川畑	豊

初山別学園・風連別学園・初風

理 念

利用者様一人一人がかけがえのない存在であるという認識を持ち、基本的人権を享有する個人として尊重していきます。

私たちは利用者様のライフスタイルや価値観を尊重しながら、一人一人のニーズに合ったサービスを提供していきます。利用者様が豊かな人生を送るために、良質の支援を提供することが私たちの使命です。その実現のために、支援者として豊かな人生観を持ち、その専門的役割を自覚して、常に自己の研鑽に励んで参ります。

基 本 方 針

- 私たちは福祉に携わるものとして、専門的な知識、技術と正しい価値観を持って社会福祉の向上と利用者様の自己実現を支援していきます。
- 私たちは職務の責任において、障害者の福祉を社会に啓発し、理解を深めてもらうように努めます。
- 私たちは利用者様の権利や利益を守るとともに、家族の方々との信頼関係を築き地域社会との連携を深めていきます。
- 私たちは権利擁護を推進し、個人の尊厳を尊重し、利用者様の生活の質の向上を目指していきます。

初山別学園・風連別学園・初風

倫 理 綱 領

前 文

私たちは利用者様の尊厳と誇りを尊重し、公平と公正の上に立つ施設運営及び支援の充実・発展に努め、社会の一員として支え合い、誰もが生きがいを持ち生活できる社会の実現を目指します。そのために、私たちは支援者の一人として、確固たる倫理観を持って、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め私たちの規範とします。

● 生命の尊厳

私たちは、利用者様一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

● 個人の尊重

私たちは、利用者様一人ひとりの、人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

● 人権の擁護

私たちは、利用者様一人ひとりに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

● 社会への参加

私たちは、利用者様が年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように支援します。

● 専門的な支援

私たちは、自らの専門的な役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者様一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

支援する職員の方々へ

以下のような行為は、利用者様への虐待です。不適切な支援から、傷害罪などに当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも利用者様の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

1. 身体的虐待〔身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為〕

- ・ 殴る、蹴る、壁にたたきつける。
- ・ 無理やり食べ物などを口に詰め込む。
- ・ ベッドに縛りつける、部屋に閉じ込めるなど、必要のない身体拘束をする。

〔虐待のサイン〕 小さな傷やあざが頻繁に見られる。急に怯えたり怖がったりする。

2. ネグレクト〔支援の怠慢、拒否。安全に対する重大な不注意や無関心〕

- ・ 話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・ 食事を十分に与えない。汚れた衣服を着させ続ける。
- ・ 職員の不注意により怪我をさせる。

〔虐待のサイン〕 身体から異臭がする。過度に空腹を訴える。

3. 心理的虐待〔言葉による脅かしや差別により心を傷つける行為〕

- ・ 侮辱する言葉を発する。
- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・ 子供扱いをして自尊心を傷つける。

〔虐待のサイン〕 怯える、わめくなどのパニック症状を起こす。表情がなくなる。

4. 性的虐待〔無理やりわいせつな行為をしたり、させたりすること〕

- ・ 性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・ わいせつな言葉を発する。わいせつな映像を見せる。
- ・ わいせつな画像や映像を撮る。

〔虐待のサイン〕 不自然な歩き方をする。人の身体に触るようになる。

5. 経済的虐待〔同意なしに年金や財産を処分する行為〕

- ・ 本人の年金や賃金を渡さない。
- ・ 同意なしに財産や預貯金を処分、運用する。

〔虐待のサイン〕 サービス使用料の支払いが滞る。貯金の額を本人が知らない。

虐待のサインがないか注意してください。早期発見が虐待の深刻化を防ぎます。

職員行動規範

〔はじめに〕

この規範は、私たち職員が日々の業務の中で、利用者様の権利を侵す存在になり得ることを自覚し、絶えず自らの行動を顧みながら、社会福祉に従事する者として行動するための基本的な指標として定めるものです。各職員は適切な行動をとれるよう努力を重ねるとともに、職員相互で日々確認し合い行動規範を遵守するものとします。

〔生命の尊厳と人権の擁護〕

私たちは、社会福祉に従事する者として、利用者様の尊厳と人権を守ります。

- ・職員は、利用者様と対等な関係であることを常に意識します。
- ・支援を受ける側には、様々な精神的苦痛があるということを常に心得て行動します。
- ・職員は、いかなる差別もせず、人権侵害のない体制を作ります。

〔個人の尊重〕

私たちは、利用者様一人ひとりの個性、主体性を尊びます。

- ・福祉サービスの利用や支援計画の実施については、利用者様及び御家族に十分な説明をし、ご本人の要望がサービスに反映されるようにします。
- ・居室割りや活動班の選択、日課や行事の内容について、ご本人が参画できるようにします。
- ・利用者様の生活歴を把握し、個人の嗜好などを尊重します。
- ・意思表示が難しい利用者様の代弁者となり、コミュニケーションを支援します。

〔社会への参加〕

私たちは、利用者様の社会参加の機会が保障されるよう努めます。また、社会参加を妨げる障壁を取り除くための、積極的な働きかけを行います。

- ・地域行事への参加や社会資源の利用を通して、地域社会の理解が深まるよう努めます。
- ・施設行事や機関誌、ホームページ等において、日常の活動を紹介します。
- ・地場産業を活かした就労の場を創出し、就労が継続するよう支援します。

〔快適な生活環境の保障〕

私たちは、利用者様に安全で快適な生活環境を提供するよう努めます。

- ・利用者様の趣味・趣向を活かすプライベートな時間と空間を保つよう努めます。
- ・生活の時間割は、利用者様の希望を取り入れて設定します。
- ・利用者様の嗜好や要望を聞いて食生活に反映します。
- ・安全管理について、詳細なリスクマネジメントを行います。
- ・利用者様の心身の健康に細心の注意を払い、必要時には適切な医療を受けられるようにします。
- ・感染症対策を徹底します。

〔専門的な支援〕

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、知識と技術の向上に努め、質の高いサービスの提供に努めます。

- ・常に自分の言動や支援のあり方を振り返り、職員相互に啓発し合うことで、日々の支援が充実するように努めます。
- ・自らの職業における倫理観と専門性を高めるため、積極的に学習する機会を持ち、研鑽を積むことに努めます。
- ・個々のニーズを的確に捉え、それぞれの個性と特性に応じて可能性を伸ばし、自立を促す支援を行います。
- ・意思決定の場面を多く設け、自立と自己実現に向けた支援を行います。
- ・社会との関わりを持つために必要な合理的配慮を見だし、環境を整えます。

〔厳守事項〕

私たちは、利用者様への虐待、差別、プライバシーの侵害、人格無視、強要等の卑劣な行為を絶対にしません。

（虐待行為）

- ・殴る蹴るなどの暴力行為を行いません。
- ・長時間放置するなどのネグレクト行為をしません。
- ・暴言や拒絶的な態度で、精神的に傷つけたり、不安にさせたりしません。
- ・性交や卑猥な言動などのわいせつな行為をしません。
- ・無断で金品を搾取するなどの財産を侵害する行為をしません。

(差別行為)

- ・子供扱いするなど、年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ・障害の状態を表す用語や差別的な用語は使用しません。
- ・障害の特性のため克服できないことを本人のせいにしません。
- ・障害の特性による不適応行動を迷惑がりません。
- ・言葉やしぐさをまねて嘲笑したり、興味本位で接しません。

(プラバシーの侵害)

- ・利用者様や御家族の個人情報了他に漏らしません。
- ・無断で居室に入ったり、郵便物等を開封しません。
- ・利用者様の同意を得ることなく、見学者を招きません。
- ・利用者様や御家族の了解を得ずに、写真や名前をホームページや機関誌等に掲載しません。

(人格無視)

- ・呼び捨てやあだ名あるいは「ちゃん、くん」で呼ばず、名前に「さん」をつけて呼びます。
- ・命令口調で話したり、大声で叱責したりしません。
- ・要求に対して無視や拒否をしません。
- ・利用者様ができることを支援者が行ってしまうなど、利用者様の自立を妨げるようなことはしません。
- ・入浴、下着の着脱、排泄等の場面では異性介助をしません。

(強要行為)

- ・安全を守るために必要な場合を除き、利用者様が嫌がることを強要しません。
- ・支援者がやるべき事を訓練・指導と称して、利用者様に強要しません。
- ・利用者様及び御家族に対して、帰省を強要しません。
- ・利用者様や御家族の意思に反する福祉サービスを強要しません。

(制限行為)

- ・危険回避のための行動上の制限は、支援者並びに施設だけで判断しません。
- ・行動上の制限を行った場合は、速やかにその理由等につき、利用者様及び御家族等に説明します。
- ・電話や手紙などの連絡を制限しません。
- ・帰省や来訪者との面会、外出を制限しません。
- ・日用品などの購入を制限しません。